

小牧市公共用物の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第42号

小牧市公共用物の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市公共用物の管理に関する条例施行規則（昭和50年小牧市規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第2中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第3備考中「日本工業規格A6」を「日本産業規格A6」に改める。

様式第4備考中「日本工業規格A3」を「日本産業規格A3」に改める。

様式第5中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第6中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第7中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市公共用物の管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市公共用物の管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。